記入例（会社名・数字はすべて架空です）

赤字が記入した内容です。別表の支給率と自己都合の係数は、記入例のために作った例で、相場や目安ではありません。この会社は中退共などに加入していない想定なので、第 13 条（中退共などとの関係）を消しています。

退職金規程

株式会社サンプル精機

第 1 章　総則

第 1 条（目的）

この規程は、就業規則第 43 条に基づき、従業員の退職金の支給に関する事項を定める。

第 2 条（適用範囲）

この規程は、期間の定めのない労働契約により雇用された正社員に適用する。

2　パートタイマー、アルバイト、有期契約の従業員及び嘱託には、この規程を適用しない。

第 2 章　退職金の額

第 3 条（退職金の支給）

従業員が退職し又は解雇されたときは、この規程に定めるところにより退職金を支給する。ただし、第 8 条に該当するときは、退職金の全部又は一部を支給しないことがある。

2　定年により退職し、引き続き継続雇用制度により雇用される者には、定年の時に退職金を支給し、その後の継続雇用の期間については退職金を支給しない。

第 4 条（退職金の額）

退職金の額は、退職の日における基本給の月額に、別表に定める勤続年数に応じた支給率と、第 5 条に定める退職の事由による係数を乗じて得た額とする。

2　前項の基本給には、諸手当を含めない。

3　前 2 項により計算した額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

第 5 条（退職の事由による係数）

退職の事由による係数は、次のとおりとする。

一　定年により退職したとき　1.0

二　会社の都合により退職したとき（懲戒解雇以外の解雇、退職勧奨に応じた退職、事業の縮小又は廃止による退職を含む。）　1.0

三　死亡により退職したとき　1.0

四　前各号以外の事由により退職したとき（自己の都合による退職を含む。）　別表の勤続年数に応じた自己都合の係数

第 6 条（勤続年数の計算）

勤続年数は、入社の日から退職の日までの期間とし、試用期間を含める。

2　1 か月に満たない日数は、1 か月とする。

3　1年に満たない端数は、月割りで計算する。月割りで計算するときの支給率は、1年に満たない端数を切り捨てた年数の支給率に、その次の年数の支給率との差を12で除して端数の月数を乗じた率を加えたものとする。

4　就業規則第12条による休職の期間は、会社の都合による休職を除き、勤続年数に算入しない。

第7条（功労加算）

在職中に特に功労があった従業員には、第4条により計算した額に功労加算金を加えて支給することがある。功労加算金の額は、その都度会社が定める。

第8条（退職金の減額及び不支給）

就業規則第61条により懲戒解雇された者には、退職金の全部又は一部を支給しないことがある。

2　退職後、退職金を支払う前に、在職中に懲戒解雇の事由に当たる行為があったことが判明したときは、退職金の全部又は一部を支給しないことがある。

3　退職金を支払った後に前項の行為が判明したときは、支払った退職金の全部又は一部の返還を求めることがある。

第3章　支払

第9条（支払の時期）

退職金は、退職の日から2か月以内に支払う。

第10条（支払の方法）

退職金は、本人の同意を得て、本人が指定する金融機関の本人名義の口座へ振り込んで支払う。

2　退職金からは、法令に定める所得税及び住民税を控除して支払う。

第11条（死亡したときの支払先）

従業員が死亡したときの退職金は、労働基準法施行規則第42条から第45条までに定める遺族補償を受けるべき者の範囲及び順位により、その遺族に支払う。

第4章　雑則

第12条（規程の変更）

この規程を変更するときは、従業員の過半数で組織する労働組合（ないときは従業員の過半数を代表する者）の意見を聴いて行う。

附則

この規程は、2025年4月1日から施行する。

別表（第４条・第５条・第６条関係）支給率表

支給率は退職の日の基本給の月額に乗じる率、自己都合の係数は第５条第四号の係数です。勤続年数は第６条により計算した年数（1年未満の端数を除いた年数）とします。

勤続年数	支給率	自己都合の係数
1年未満	0.5	0.5
1年	1.0	0.5
2年	1.5	0.5
3年	2.0	0.6
4年	2.5	0.6
5年	3.0	0.7
6年	3.6	0.7
7年	4.2	0.7
8年	4.8	0.7
9年	5.4	0.7
10年	6.0	0.8
11年	6.8	0.8
12年	7.6	0.8
13年	8.4	0.8
14年	9.2	0.8
15年	10.0	0.9
16年	10.8	0.9
17年	11.6	0.9
18年	12.4	0.9
19年	13.2	0.9
20年	14.0	1.0
21年	15.0	1.0
22年	16.0	1.0

勤続年数	支給率	自己都合の係数
23年	17.0	1.0
24年	18.0	1.0
25年	19.0	1.0
26年	20.0	1.0
27年	21.0	1.0
28年	22.0	1.0
29年	23.0	1.0
30年	24.0	1.0
31年	24.5	1.0
32年	25.0	1.0
33年	25.5	1.0
34年	26.0	1.0
35年	26.5	1.0
36年	27.0	1.0
37年	27.5	1.0
38年	28.0	1.0
39年	28.5	1.0
40年	29.0	1.0
41年	29.0	1.0
42年	29.0	1.0
43年	29.0	1.0
44年	29.0	1.0
45年以上	29.0	1.0